令和９・１０年度相馬方部衛生組合　測量等委託　入札参加資格審査申請書類提出要項

１　受付期間　　令和８年11月２日（月）から令和８年11月30日（月）まで

原則郵送（メール便可）でのご提出をお願い致します。

〒976-8601　相馬市中村字北町63番地の３

相馬方部衛生組合事務局　　施設管理係　宛

※ 郵送する場合の注意事項

・ 申請書類を審査し、要件が満たされていれば受領し、申請受領票を返送いたします。
なお、郵送の際は、１１０円切手を貼り付け、返信先を記載した返信用封筒（長形３号封筒）を忘れずに同封してください。

・ 申請は、令和８年11月30日の消印まで有効です。

２　持参受付時間　午前９時～午前11時・午後１時から午後４時（土・日・祝日を除く）

３　持参受付場所　令和８年11月２日～令和８年11月18日　相馬市役所　第３委員会室　（１階）

４　申請要件　下記の事項に該当する者は、申請することができません。

①地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号および第２項各号に該当する場合。

②市民税等に滞納がある場合。

③審査基準日から直前２年分の実績がない場合。

④社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入していない場合。

※令和9年3月31日までに社会保険へ加入する予定の者も申請受付を行います。

５　審査基準日　令和８年10月１日

６　申請書類　**測量等委託に係るもの**（福島県の様式に準じます。）

Ａ４Ｓサイズの イエロー のファイルに別紙必要書類一覧の順序で綴じてください。（すべてＡ４サイズ）

なお、⑪～⑮の書類は、クリップで留めてファイルに入れてください。

※表紙及び背表紙に必ずタイトル・会社名を記入してください。

※表紙及び背表紙に必ずタイトル・会社名を記入してください。

※添付書類のうち、公的証明書（登記簿、税証明書）については、登録区分（工事・委託・物品）が複数の場合には、それぞれ添付をお願いします。

７ 有効期限　**令和９年４月１日から令和11年３月31日までとなります。**

お問い合わせ先　〒９７６－８６０１　福島県相馬市中村字北町63番地の３
相馬方部衛生組合事務局施設管理係
TEL０２４４－３５－４１３２

相馬方部衛生組合様式入手先　①相馬方部衛生組合事務局施設管理係にて配布
②相馬市のホームページより相馬方部衛生組合様式をダウンロード

県様式入手先　①福島県のホームページよりダウンロード

測量等委託必要書類一覧

書　類　名　称	様　式	備　考
1　測量等委託入札参加資格審査申請書	衛生組合様式	本社(店)・申請
2　申請業務に関する許可・登録を受けている申請者 許可証、登録証明書の写しか国土交通大臣に提出した現況報告の写し（２年分）		
3　業務経歴書	県様式	任意様式可
4　技術者経歴書	県様式	任意様式可
5　技術者集計一覧表 ※土木設計以外は不要	県様式	任意様式可
6　直前２年間の各営業年度財務諸表 ※直前２年分の実績が無い場合申請できません。		
7　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式の２） ※委任先を設けない場合は不要	県様式	任意様式可
8　納税証明書（後記参照）		
9　法人：商業・法人登記簿謄本、又は登記事項証明書 個人：身分証明書（市区町村が発行したもの）		写し可
10　誓約書	衛生組合様式	
11　ＩＳＯ登録証の写し ※ISO9000 ｼﾘｰｽﾞ又は ISO14000 ｼﾘｰｽﾞの認証を取得している場合		
以下の書類については、クリップで留めて提出してください。		
12 入札参加資格審査添付書類のチェックシート	衛生組合様式	○×でチェックしてください
13 測量等委託入札参加資格申請受付票	衛生組合様式	
14 使用印鑑届兼委任状 ※申請者【全員】提出が必要です ※委任先を設ける場合は「使用印鑑届（兼委任状)」の下半分に記載が必要となります ※見積入札・契約締結・代金の請求受領の権限はすべて委任してください	衛生組合様式	任意様式可
15 測量等委託入札参加資格申請受領票 ※申請者欄、希望する業務内容は提出前に記入してください。	衛生組合様式	

※複数枚になる書類については、両面印刷での提出をお願いいたします。

※納税証明書の提出区分について　（各令和７度分、写し可）

区分	種　　類	交　付　機　関
法人	１消費税及び地方消費税納税証明書 「その１（納税額の証明）」又は「その３（未納税額のないことの証明）・その３の3」のいずれか ※非課税事業者は非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	２相馬市・新地町から交付される**税納税証明書** **法人市民税、固定資産税、軽自動車税が掲載されているもの。** **※相馬市・新地町に本社又は営業所等を有する場合のみ**	相馬市・新地町税務課
個人事業者	１消費税及び地方消費税納税証明書 「その１（納税額の証明）」又は「その３（未納税額のないことの証明）・その３の3」のいずれか ※非課税事業者は非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	２相馬市・新地町から交付される**税納税証明書** **市民税、固定資産税、国保税等がすべて掲載されているもの。** **※相馬市・新地町に住所を有する場合のみ**	相馬市・新地町税務課